

- 一、私病ニ罹リ療養五日以上ニ涉ル時ハ六日目ヨリ起算シテ療養期間内向三十日間以後ノ半額ヲ支給スルコト
- 二、定休日ハ毎日曜日、正月五日間、八月卅一日及ビ八月十五日十六日ノ兩日並ニ町内氏神祭二日宛トスルコト
但シ日曜日以外ノ定休日ハ都合ニ双方合議ノ上振替ヲナス事
- 三、樽仕休日ハ年二回各四日以内トスルコト
- 四、雇主ノ都合ニ依リ臨時休業ヲナス場合ハ一日ニ付組合協立賃金ノ一人半分ヲ支給スルコト
- 五、年末賞與及ビ解雇手當及ビ退職手當ノ起算ハ雇入ノ年月日ヨリ起算スルコト
- 六、今後本職工ヲ解雇スル場合ハ樽工組合伏見支部ノ双方會議ノ上解雇スルコト
- 七、要求書決定ノ上ハスペテノ金額ハ樽工組合伏見支部代表者ニ下サレ度候